第6部

· · · C O L U M N · · ·

Winny事件が遺したもの

壇 俊光

弁護士

Winnyの制作者が、著作権侵害の幇助として逮捕されたWinny事件は、平成21年10月8日に大阪高裁で無罪が判決されたが、検察側がこれを不満であるとして上告し、執筆時点で上告審が継続中である。

Winny事件では、京都地裁は幇助の成立を認め、罰金150万円とし、大阪高裁は幇助の成立を否定し、その判断は大きく分かれたのである。

京都地裁は、①その技術の社会における現実の利用状況、②それに対する認識、③提供する際の主観的態様という3要件を幇助成立基準とした。そのうえで、ファイル共有ソフトでやり取りされる92%が著作権侵害であるという某著作権団体の利用実態調査のようなもの(実は、これが調査とは言えないようなレベルであったのだが、京都地裁は信用できると誤ったのである)等を根拠に幇助の成立を認めたのである。この判決では、認識・認容が大きなファクターとなる。

他方で、大阪高裁は、京都地裁の基準を不明確であるとして排斥した。その理由は多岐にわたるため、くわしくは判決文を検討していただきたいが、その主たるものは、原判決では、開発・バージョンアップのいつの時点から違法なのかが不明確、原判決では一度公開するとソフトが存在する限り永遠に幇助の責任を負うことになるが、それは不当であるということである。

その上で、高裁判決では「価値中立の ソフトをインターネット上で提供すること が、正犯の実行行為を容易ならしめたと 言えるためには、ソフトの提供者が不特定 多数の者のうちには違法行為をする者が 出る可能性・蓋然(がいぜん)性があると認識し、認容しているだけでは足りず、それ以上に、ソフトを違法行為の用途のみに又はこれを主要な用途として使用させるようにインターネット上で勧めてソフトを提供する場合に幇助犯が成立すると解すべきである」という基準を示したのである。

この判決は、提供の際に真摯な態度を示していたかが非常に重要なファクターとなる。最高裁がいかなる判断をするかが注目さている。ファイル共有ソフトの提供者が立件された事件が世界的に見ても希有(韓国で1件、台湾で2件)であり、そこで用いられた基準も非常に厳格である。京都地裁のような曖昧な要件で刑事責任を認めたことは皆無である。

Winny事件については、独自の前提事実をもとに諸氏百説の感がある。特に情報処理関係者にその手の独自の立論が多いように思える。しかし、実は、京都地裁も大阪高裁も事実認定には大きな違いはない。Winnyが著作権侵害のためのツールであるという検察官の主張に対して、Winnyは価値中立的で有用な技術と認められている。また、Winnyを著作権侵害目的で作ったという検察官の主張についても退けている。また、新聞報道等を見ても、刑事処罰の問題と道義的な問題の区別すらできないことが多い。法律を正しく理解する必要がある。

この事件は「悪用可能なもの(世間では良く切れる包丁と言われることが多いが、私はこの例えが嫌いである)を提供すれば幇助か?」という古くて新しい問題が改めてクローズアップされた事件である。世間では、自動車の交通事故や高速道路の速度違反など、違法な行為が蔓延してい

るものは数多くある。しかし、この点の議 論は、刑法でも著作権法でもほとんど議 論されてこなかったことである。

また、Winny事件は、IT技術・著作権 法・刑法にまたがる最先端の事件である。 しかし、それに対する捜査、情報処理や 著作権法を十分理解しているとは言い難 い。情報処理業界は、世界的な開発競争 だけではなく、別件捜査や違法な取り調べ (あまり注目されていないが、大阪高裁 判決では、京都府警による当初の取り調 べが違法と認定されている) などの、テ レビの出来事と思っているかもしれない ような捜査の脅威にさらされているので ある。Winny事件以降、日本発のソフト ウェアを見る機会が減ったような気がす る。これを取り戻すのに何年かかるので あろうか。Winny 事件が遺した負の遺産 は大きい。

Winny事件の経緯

平成14年4月

金子氏が「47」という名前で掲示板「2 ちゃん

ねる」で開発宣言

平成14年5月

Winnyの試験運用が始まる

平成14年12月30日

Winny正式版リリース

平成15年11月27日Winnyで違法行為を行ったとしてユーザー 2

人が逮捕。同時に金子氏も家宅捜索・取り調べを受ける

平成16年3月29日

Winnyのウイルスに感染した京都府警のパソ コンから個人情報や捜査情報が流出する

平成16年5月10日

京都府警が金子氏を逮捕、Winnyの関連サイトの管理者も家宅捜索を受ける

平成16年5月31日

金子氏が京都地検より起訴される

平成16年6月1日

金子氏の保釈が許可される

平成18年12月13日

罰金150万円の地裁判決 双方公訴

平成21年1月19日

高裁初公判

平成21年10月8日

無罪の高裁判決 検察官上告



「インターネット白書ARCHIVES」ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年~2012年までに発行したインターネット の年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以 下のウェブサイトで公開しているものです。

http://IWParchives.jp/

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- ●記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- ●収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の 著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- ●著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- ●このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくま で個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- ●収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名お よび年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記くだ さい。
- ●オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D (初期は株式会社インプレス)と 著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全 に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的 な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D | 🖂 iwp-info@impress.co.jp

©1996-2012 Impress R&D, All rights reserved.